

●香川県告示第218号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第3項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり売りさばき場所の変更の届出があった。

令和7年10月24日

香川県知事 池 田 豊 人

1 変更年月日

令和7年10月14日

2 所在地

高松市寿町一丁目3番6号

3 名称

香川県農業協同組合

4 売りさばき場所

変更前 小豆郡土庄町甲290番地1 土庄支店

変更後 小豆郡土庄町湊崎甲1267番地 土庄支店